【旅客】行政処分状況（令和7年9月分）

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年9月1日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	正宏商事株式会社 代表者 陳正偉 （法人番号3360001020669） 沖縄県豊見城市字豊崎1番地718
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	ＺＨハイヤー営業所 沖縄県豊見城市字名嘉地250番地バイパスビル303号
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（110日車）及び文書警告
(5)	主な違反条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	新規許可事業者であることを端緒とし、令和7年6月19日監査実施。6件の違反が認められた。 (1)疾病・疲労のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (2)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項) (3)乗務員証の記載、携行義務違反(運輸規則第37条第3項) (4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) (5)運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) (6)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(道路運送法第30条第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（当該営業所）　11点 （事　業　者）　11点

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年9月1日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社ハチイロ 代表者 陳熔 (法人番号8360001026810) 沖縄県豊見城市字豊崎1番地992
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県豊見城市字座安208番2
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(63日車)及び文書警告
(5)	主な違反条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項第2項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	新規許可事業者であることを端緒とし、令和7年7月17日監査実施。 11件の違反が認められた。 (1)事業計画の事後変更届出違反(道路運送法(以下「法」)第15条第4項) (2)疾病・疲労のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項) (4)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第3項、第4項) (5)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項) (6)乗務員台帳の記載事項の不備(運輸規則37条第1項) (7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) (8)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (9)運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) (10)日常点検の未実施(道路運送車両法第47条の2) (11)自動車に関する表示義務違反(法第95条)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所)　7点 (事　業　者)　7点

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年9月2日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社丸金交通 代表者 運天健 (法人番号3360001012757) 沖縄県名護市大北3丁目19番地3号
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県名護市大北3丁目19番地3号
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(120日車)
(5)	主な違反条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年3月17日に確認監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施結果の記録に虚偽(不実)の記載をしていたものがあったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項) (2)業務の記録に虚偽(不実)の記載をしていたものがあったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所)　23点 (事　業　者)　23点

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年9月3日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	裕翔国際株式会社 代表者 辜培芳 (法人番号4360001020379) 沖縄県那覇市字上間370-1エンゼルハイツ102号
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県那覇市字上間370-1エンゼルハイツ102号
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告
(5)	主な違反条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	新規許可事業者であることを端緒とし、令和7年7月4日監査実施。 9件の違反が認められた。 (1)営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の管理義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第2項) (2)疾病・疲労のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項) (3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項) (4)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項) (5)乗務員証の記載、携行義務違反(運輸規則第37条第3項) (6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) (7)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条) (9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所)　12点 (事　業　者)　12点

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年9月3日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合同会社南西交通 代表者 東恩納盛人 (法人番号9360003005134) 沖縄県石垣市字大浜139番地1号
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県石垣市字大浜139番地1号
(4)	行政処分又は命令の内容	文書警告
(5)	主な違反条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年7月31日、長期間監査を実施していないことを端緒として監査実施。1件の違反が認められた。 (1)疾病・疲労等のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所)　0点 (事　業　者)　0点